

民事裁判の諸問題

独禁法の講義 2022-10k

~~独禁法オンデマンド講義2022~~

独禁法違反と民事裁判の関係

- * 1巡回 *9月22* *10月21～*
- * 民法90条の公序違反や、民法709条の利益侵害の、要件を満たすことの説明道具
- * 独禁法違反なら、すなわち当然に満たすか *9月24*
 - ▶ 「違反行為の私法上の効力」 *10月24*
 - ▶ 白石：SuicaPASMO説

- * 公取委の命令確定の場合でも709条も可能
- * 「需要者が原告」型と「被排除者が原告」型
- * 実際 と 違反行為がなかった場合 の差
- * 東京灯油最判S62 鶴岡灯油最判H1
 - * 「損害はあったはずなのに請求棄却」
 - * 最判：損害があったとは言えない
- * 額の立証が難しい場合
 - * 過去の事例で「差額説」が批判された背景
 - * 民事訴訟法248条

差止請求

- * 独禁法24条（平成12年改正）
- * 「請求認容事例が少ない」
- * 「著しい損害」 *qk 23-24 10k 23-24*
 - * 「損害賠償請求が認められる場合より高度の違法性」（R3ブラザー東京地判を含め多数）
 - ▶ 違反行為・損害の態様・程度等を総合考慮
 - * 再発可能性があることを求める事例が多い
 - * 大阪高判平成26年10月31日・平成26年
(ネ) 第471号（神鉄タクシー）判夕1409